

第 74 号議案

豊後大野市隣保館条例の一部改正について

豊後大野市隣保館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市隣保館の改築に伴い、仮施設から施設の機能を移転すること等により、条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市隣保館条例の一部を改正する条例

豊後大野市隣保館条例（平成 17 年豊後大野市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「豊後大野市大野町田中 80 番地 1」を「豊後大野市大野町田中 74 番地 1」に改める。

第 7 条を第 15 条とし、第 6 条の次に次の 8 条を加える。

（利用の許可）

第 7 条 隣保館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、隣保館の管理上必要があると認められるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第 8 条 市長は、隣保館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、隣保館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) 隣保館の施設、設備、器具等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 隣保館の管理上支障があるとき。
- (4) 営利を目的として利用するとき。
- (5) 特定の政党、選挙候補者、宗教又は教団を支持支援する目的で利用するとき。
- (6) その他使用させることが不適當であるとき。

（利用許可の取消し等）

第 9 条 市長は、第 7 条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第 10 条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免等）

第 11 条 隣保館事業及び人権・部落差別問題解決に資すると認めるものその他市長が特別の事由があると認めたときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 12 条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、やむを得ない理由により市長が

還付することを相当と認めたときは、既に徴収した使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を受けたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(損害賠償義務)

第14条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第10条関係)

隣保館使用料

区分	利用時間	室使用料 (円)	冷暖房使用料 (円)
集会室 1	午前9時から正午まで	550	330
	正午から午後5時まで	550	330
集会室 2	午後5時から午後10時まで	660	330
	午前9時から午後10時まで	1,760	990
研修室	午前9時から正午まで	770	440
	正午から午後5時まで	770	440
	午後5時から午後10時まで	880	440
	午前9時から午後10時まで	2,420	1,320
生活改善室	午前9時から正午まで	770	440
	正午から午後5時まで	770	440
	午後5時から午後10時まで	880	440
	午前9時から午後10時まで	2,420	1,320

備考

- 1 利用時間がこの表の利用時間の欄 (以下「利用時間欄」という。) に定める時間区分の当該時間数に満たない場合であっても、使用料の減額は行わない。
- 2 市長が第7条の規定に基づく利用の許可をする場合において、その利用が利用時間欄に定める時間区分により難しいと認めるときその他特に必要があると認めるときは、1時間を単位として利用の許可をすることができるものとする。この場合において、当該利用に係る1時間当たりの使用料は、利用時間欄の時間区分 (「午前9時から午後10時まで」の区分を除く。) ごとに定める室使用料及び冷暖房使用料それぞれの3分の1の額 (その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額) とする。
- 3 電気器具 (オーブン) ・電磁調理器等を利用する場合は、半日当たり520円を徴収する。ただし、1時間を単位として利用の許可をする場合は、備考2後段の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。